

利益相反管理方針

2021年6月10日制定
株式会社CryptoGarage

この利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）は、資金決済に関する法律第63条の10および暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項第3号の規定に従い、当社における利益相反の管理に関する措置等について定めたものです。

当社は、法令等および本方針に従い、お客様の利益を不当に害することのないよう適正に業務を行います。

1. 利益相反取引管理の対象となる取引

利益相反とは、当行とお客さまの間、または、当行のお客さま相互の間の取引に関してお客様の利益が相反する状況をいい、具体的に以下の状況が生じるおそれがある取引を、利益相反管理の対象となる取引（以下、「対象取引」といいます。）として管理いたします。

- 1) お客様の不利益のもと、当社または当社の他のお客様が利益を得る状況
- 2) 1)の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に違反する状況

個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まりますが、例として次のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	(1) 当社とお客様	(2) 当社のお客様と他のお客様
利害対立型	当社とお客様の利害が対立する取引	当社のお客様と他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	当社とお客様が同一の対象に対して競合する取引	当社のお客様と他のお客様とが競合する取引

2. 利益相反管理体制

- 1) 利益相反管理担当部署
 - a) 適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理責任者と利益相反管理統括部署を置き、利益相反管理のための情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います
 - b) 当社の統制本部を、利益相反管理統括部署とし、統制本部長を利益相反取引管理責任者とします。利益相反担当部署は、営業担当部門等の他部門から独立し、本方針に従い当該他部門を監督します。
 - c) 利益相反管理統括部署は、当社の役職員に対し、本方針に関する研修を実施するなどし、周知徹底することとします。
- 2) 対象取引の管理方法

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し、あるいは組み合わせて講じることにより、お客さまの利益を不当に害することのないよう管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、役職員に周知・徹底いたします。

- a) 部門間における情報の遮断
- b) 取引条件や取引方法の変更
- c) 取引の中止
- d) お客様への情報の開示
- e) お客様からの同意の取得

3) 利益相反取引に該当する取引の特定のための体制

利益相反管理統括部署は、各部門・担当者等から、利益相反取引の適正な管理のために必要な情報を入手します。

利益相反管理統括部署は、対象取引への該当性を判断し、該当する場合には、下記4)のとおり、対処方法を選定し、対象となる取引を行う担当部門をしてその対処方法を実施させます。

4) 対象取引の管理

当社は、対象取引を特定した場合、その取引の特性に応じ、次に掲げる方法またはその他の方法を選択または組み合わせることにより、当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- 対象となる取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象となる取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- 対象となる取引または当該お客様との取引を中止する方法
- 情報を共有する者の取引について、当社の独立した部署等において適切に監視する方法

当社の役職員は、この利益相反管理方針を遵守し、適正に業務を遂行するとともにお客さまの利益を不当に害することのないよう行動するものとします。

以上